

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱およびその手数料については、定款に基づきこの規則の定めるところによるほか、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下、「証券会社等」という。）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部

(請求または届出)

第3条 この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第17条第1項に定める場合は、この限りではない。

2 前項の請求または届出について、代理人によって行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

3 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

4 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

5 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

第4条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

2 当社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。

3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第3章 株主確認

(株主確認)

第6条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2 当社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、説明資料等は要しない。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 諸届

(株主等の住所、氏名または名称の届出)

- 第7条 株主等は、氏名または名称および住所を当会社に届け出なければならない。
- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

- 第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受ける場所を定めて届け出るものとする。
- 2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
- 3 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人の代表者)

- 第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出るものとする。
- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

- 第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその氏名または名称および住所を届け出るものとする。
- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

- 第11条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名または名称を届け出るものとする。
- 2 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

- 第12条 第7条から前条までに定める届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

2 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第5章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第14条 単元未満株式の買取単価は、前条の買取請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、またはその日が同証券取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第15条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に買取請求者に買取代金を支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第16条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続を完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第6章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第17条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）の申し出をしたう

え、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第18条 当会社の株式の取扱に関する手数料は、無料とする。

2 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

(規則の制定)

第1条 1975年(昭和50年)6月1日から施行の株式取扱規則は廃止し、これを新たな株式取扱規則として2009年1月5日より施行する。

(規則の改正)

第2条 この規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。